

2026年度 一般社団法人 那智勝浦観光機構バス助成金交付事業要綱

1. 主 旨

一般社団法人那智勝浦観光機構は、旅行商品の金額を少しでも下げ、那智勝浦町への誘客を促進することを目的とし、2026年度に団体旅行で平日にバス1台10名以上のお客様をお連れいただく旅行会社に助成金を交付します。

2. 助成対象期間

2026年6月1日(月)～2027年2月28日(日)に宿泊する団体旅行

※上記期間は、宿泊日を基準とします。ただし、当該宿泊日が土曜日、祝前日及び12月28日～1月2日でないこと。

※申請額の合計が、予算額に達した時点で順次キャンセル待ちの受付となり、キャンセルが出た場合、順次助成対象に繰り上がります。

※予定しているツアーがキャンセル待ちの期間中に催行された場合、繰り上げ助成対象にはなりません。(すでに終了したツアーは、キャンセル待ちから助成対象に繰り上がることはありません。)

※社会情勢の変化等に応じて、本事業の条件の変更及び事業中止の可能性があります。予めご了承ください。

3. 助成対象者

旅行業登録を受けている日本国内の旅行会社

4. 助成対象事業

以下の条件をすべて満たすものとします。

(1) 対象となる旅行は**募集型及び受注型企画旅行**とする

※募集型企画旅行の場合は、催行が決定した旅行のみ申請を受け付けます。

(2) 10名以上の団体旅行で那智勝浦町内の宿泊施設に、1泊以上の宿泊をするもの
※宿泊代金の発生しない子どもについては、人数に参入できません。

(3) バスでの出発地が和歌山県外であること **(申請時、行程表も添付してください)**

※行程の中で、南紀白浜空港に到着する飛行機又は徳島港→和歌山港間の南海フェリーをご利用いただいた場合、バスでの出発地が和歌山県内であっても助成対象といたします。

(4) 「国・地方自治団体・公的団体が実施する会議」及び「宗教活動・政治活動を目的とした旅行」でないこと

5. 助成額

(1) 貸切バス1台につき20名以上の乗車の場合・・・@30,000円/1台

(2) 貸切バス1台につき10～19名の乗車の場合・・・@10,000円/1台

※乗務員、添乗員は、人数に参入できません。

※旅行会社の1支店(1営業所)あたり、期間内で合計150,000円の助成を上

限とします。

※振込口座については、支店、営業所名義で申請した場合は、その支店、営業所名義の口座としてください。

6. 申請等の手続

(1) 助成金の申請

助成金の交付を希望する旅行会社は、次に掲げる書類を旅行催行日（宿泊日を基準とする）の 1 ヶ月前までに下記①、②を一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールにて提出してください。

①バス助成金交付申請書（様式第 1 号）

②旅行行程表（A4 版横書き・バス会社名と宿泊先を明示すること）

※申請書は、1 回の旅行ごとに 1 部ずつ提出してください。1 部に複数のツアーを書いた申請書は無効となります。ご注意ください。

《申請書送信先》

一般社団法人 那智勝浦観光機構

【件名】バス助成金申請書送付

宛先メールアドレス：travel@nachikan.jp

(2) 申請書受付期間

2026 年 5 月 11 日到着分から 2027 年 1 月 31 日到着分まで

※各旅行催行日の 1 ヶ月前までに申請書を提出してください。

ただし、旅行催行日が 2026 年 6 月 1 日から 6 月 10 日の場合は上記の限りではありません。

※申請額が予算額に到達した時点で、キャンセル待ちの受付となります。キャンセル待ちになった場合は当機構からご連絡し、また助成対象に繰り上がった場合も当機構からご連絡します。

(3) 交付決定

当機構は助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、バス助成金交付決定通知書（様式第 2 号）をメールにて送付します。なお、交付決定審査は先着順となります。

(4) 旅行中止・変更の申請

申請者が助成事業を変更・中止又は助成対象事業の要件を満たさなくなった場合（天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合も含む）は、速やかにバス助成金変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を、催行予定だった日までに一般社団法人 那智勝浦観光機構までメールにて必ず提出してください。

(5) 実績報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、**旅行催行後 2 週間以内**にバス助成金実績報告書（様式第 4 号）に旅行行程表を添付して一般社団法人 那智勝浦観光機構にメールにて提出してください。

※実績報告書は、1 回の旅行につき 1 部ずつ提出してください。

※2 週間以内の実績報告書が提出されなかった場合、または実績報告書の内容が申請内容に満たなかった場合は、交付決定通知書を発行していたとしても、支

払額の変更又は交付決定を取り消すことがあります。

(6) 助成金確定と支払い

機構は、実績報告書の受理後、審査し適当と認めた場合、バス助成金交付確定通知書（様式第5号）をメールにて送付いたします。その後、確定通知書送付日を月末締めとし、翌月末までに指定の口座に振り込みます。

附 則

この要綱は、2026年5月1日から施行する。